

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03142

研究課題名(和文) 国際貿易紛争処理制度の手続法的発展

研究課題名(英文) The Developments of Procedural Rules in International Trade Dispute Settlement Systems

研究代表者

阿部 克則 (Abe, Yoshinori)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：20312928

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国際貿易紛争処理制度における手続法の発展を実証的に分析し、現状の把握と問題の明確化を試みるとともに、手続規則の妥当な解釈論の提示と、国際貿易紛争処理制度の特質を明らかにした。具体的には、WTO対抗措置仲裁における経済学的手法の利用、WTO履行パネルの管轄事項、WTO上級委員会規則、WTO及びFTAの紛争解決と正当性/正統性の関係、WTOのRPT仲裁、WTO及びFTAにおける紛争解決手続の公開、WTOにおける拡大第三国参加、WTOにおける複数の被申立国といった訴訟法的論点を幅広く取り上げて分析した。

研究成果の概要(英文)：This research examined the developments of procedural rules in international trade dispute settlement systems. It clarified what developments had already attained and discussed critical issues involved in them. Based on these examinations, we offered reasonable interpretations of the procedural rules and presented the characteristics of international trade dispute settlement systems. We analyzed a broad range of litigation-related issues, such as the use of economic analysis in Article 22.6 arbitration of the WTO, the scope of Article 21.5 panels of the WTO, the working procedure of the appellate review of the WTO, the relationship between the concept of legitimacy and dispute settlement in the WTO and FTAs, Article 21.3 arbitration of the WTO, the transparency of the dispute settlement proceedings in the WTO and FTAs, the enhanced third party rights and the potentiality of co-respondents under the WTO dispute settlement system.

研究分野：国際法学

キーワード：国際貿易紛争処理 WTO FTA 先決的抗弁 上級委員会規則 妥当な期間 透明性 第三国参加

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した当初においては、WTO協定とFTAの研究は、実体規定については盛んに行われてきたものの、純粋に手続的な論点は等閑視される傾向があり、バランスを逸した状態にあるとの背景があった。実際に、わが国の国内では、WTO成立までのGATT紛争処理手続に関し、岩沢雄司『WTOの紛争処理』(1995年)が網羅的で詳細な検討を行っていたが、その後は包括的な研究はない状態にあった。また、福永有夏『国際経済協定の遵守確保と紛争処理』(2013年)はWTO紛争処理と投資仲裁の双方を扱っており、WTO紛争解決手続に関する手続法上の問題を網羅的に検討したものではない。国際的に見ても、Rüdiger Wolfrum et al. eds., WTO-Institutions and Dispute Settlement(2006)がコメンタリー形式でWTO紛争解決手続の解釈運用をまとめているが、2006年以降の展開は反映されていない。特に、近年は政治交渉の停滞により、紛争手続の立法的な発展が望めない状況が生まれていることから、手続が判例法的に発展することの意義は2006年当時よりも大きくなっていると見える。さらには、WTOだけでなくFTAも含めた国際貿易紛争処理制度を総合的に扱った研究は少ない、あるいは、国際貿易紛争処理制度を他の国際法上の紛争処理制度と比較検討した研究もほとんどないとの背景があった。本研究は、こうした従来研究が十分なされていない問題を取り上げ、また新たな研究の視点をもって遂行することを意図して、開始された。

2. 研究の目的

本研究では、国際貿易紛争処理制度における手続法の発展を実証的に分析し、現状の把握と問題の明確化を試みるとともに、手続規則の妥当な解釈論の提示と、国際貿易紛争処理制度の特質を明らかにすることを目的としてきた。国際貿易紛争処理制度に関しては、特にWTOにおいて、手続法がいわば判例法的に形成されてきたが、実体規定と比べ、手続規定については研究が十分とはいえず、手続面の妥当性の検証は急務となっていることを受けて、本研究では先決的抗弁、手続の公開、履行のための期間設定等、これまで検討が不十分であった訴訟法的論点を幅広く取り上げて分析してきた。また、TPP等のメガFTAの成立という時代背景に即して、WTOとFTAの手続法的関連性を研究するとともに、ICJ等の国際法上の他の紛争処理制度との比較検討も行った。

3. 研究の方法

本研究は、3年計画で実施した。1年目は、各研究者の個別研究を遂行する時期とした。この段階では、主に、WTOにおける手続法的論点(先決的抗弁、履行のための期間設定、手続の公開等)について分析することを試み

た。2年目は、個別研究の成果を基礎に、各々の研究成果を相互に関連づけて研究を進展させることに注力した。さらに、それを受けて、個別研究の一層の発展を試み、その際、他の国際法上の紛争処理制度との比較検討や、FTAにおける紛争処理手続を踏まえた分析を実施した。3年目は、研究成果の公表に向けて研究の仕上げを行い、それを共同研究の形で国内外の学会で報告し、学会誌などにおいて論文として公表することを目指して取り組んだ。

また、本研究では、共同研究を通じた、研究進捗の相互チェックと研究内容のコラボレーションを実現すべく、研究会や相互連絡を密に行った。

4. 研究成果

(1) 研究代表者の阿部は、主に3つの観点から本研究を実施した。第1に、WTOの対抗措置仲裁(DSU22.6条)において、対抗措置額を決定する際に、紛争当事国が経済学的手法に基づく証拠を提出し、仲裁人も自ら経済分析を行っていることの手続法的評価である。2004年の米国—バード修正条項、2008年の米国—綿花事件、2015年の米国—COOL事件においては、シミュレーション・モデルに基づく補助金の貿易効果の推定や、回帰分析による貿易措置の計量経済学的推定が行われた。このような経済学的手法の利用は、WTOの対抗措置仲裁において定着しつつあるが、これは、経済学的手法の利用によって、対抗措置額の算定に、一定の合理性と客観性をもたらすことができるからだと考えられる。他方で、経済モデルの信頼性やデータの入手可能性等の問題があり、経済学的手法には技術的限界もある。そのため法律家の間には、経済学的手法の利用に対し、懐疑的な見方も存在する。しかし対抗措置仲裁では、経済的な数値・価値を定量的に分析せざるを得ないので、経済学的手法を用いなかったとしても、何らかの方法により、対抗措置額を決定しなければならない。そのため、経済学的手法のほか、合理的な代替算定方法があるのであれば、経済学的手法を利用する必要はないが、逆に、他に合理的な方法がない場合には、経済学的手法に依拠するほかないと思われる。こうした実践は、「法廷経済学」の一例と言える。「法廷経済学」とは、司法的プロセスにおける経済学的手法の利用と定義することができ、その実践例としては、不法行為訴訟における損害賠償額の算定、競争法における合併規制、会社法における株式買取請求訴訟等があり、近年の対抗措置仲裁における経済学的手法の利用は、WTO法における法廷経済学の実践の一例と捉えることができる。本研究では、対抗措置仲裁においては、法廷経済学の技術的限界を前提とした証明責任の設定が不可欠であること、そのような証明責任のルールの下で、発動国側の経済モデルによる算定を採用できないので

あれば、仲裁人に認められた裁量の範囲内で、より合理的な算定を行うべきこと、及び、法廷経済学に関するガイドラインを DSB において作成する必要があることを結論として導いた。このような研究成果は、2016 年 7 月の本研究会合で発表した上で、2017 年に論文として公表した。

第 2 に、WTO の履行確認手続(DSU21.5 条)における履行パネルの管轄事項(scope)に関する手続的問題を検討した。WTO 発足以来、DSU21.5 条に基づく申立は、2018 年 1 月時点で 58 件に達しており、進行中の履行パネル手続も 5 件、履行上級委員会手続が 3 件ある。このように WTO 履行確認手続の重要性が増す中で、履行パネルの「管轄事項(scope)」の範囲が争われるケースが多発しており、履行パネルについても、原審パネルと同様に、被申立国による先決的抗弁の提起が常態化している。履行パネルにおける被申立国の先決的抗弁には大別して、原審パネルと同様にパネル設置要請が DSU6.2 条の要件を満たさないとする抗弁と、DSU21.5 条が定める履行パネルの管轄事項、すなわち「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対照協定との適合性」の問題ではないとする抗弁がある。本研究は、履行パネルに特有の、後者の問題を対象とした。履行パネルの管轄事項に関する先決的抗弁は、いくつかのパターンに分類することができる。第 1 のパターンは、被申立国が DSB 勧告・裁定を「実施するためにとった措置(measures taken to comply: 以下「履行措置」)」と宣言していない措置を、履行パネルが審査できるかである。被申立国は、履行措置と宣言しない措置を関連して実施することがあり、これが WTO 協定整合性の抜け道になる可能性があるため、申立国としては、被申立国が履行措置と宣言していない措置であっても、履行パネルでの判断を請求することがある。この場合、被申立国は、自らが履行措置と宣言した措置ではない措置に関しては、履行パネルの管轄外だとして先決的抗弁を提起するケースがあるのである。第 2 のパターンは、原審パネル手続時から変わっていない措置に関する請求を、履行パネルが審査できるかである。このパターンは、さらにいくつか小分類することができ、原審パネルにおいて申立国が行った請求について上級委員会がパネル判断を取り消しかつ自判しなかったケースで、申立国が履行パネルにおいて再度同じ請求を提起できるかや、原審パネルにおいて申立国が行った請求について原審パネルが訴訟経済を行使したケースで、申立国が同じ請求を再提起できるか等の問題が存在する。本研究の結果、次のようなことが判明した。第 1 に、上級委員会によって確立された密接関連性テストは、被申立国が履行措置だと宣言していない措置であっても、時期・性質・効果の 3 つの要素を勘案し、履行措置だと宣言された措置または

DSB 勧告・裁定と「密接な関連性」があると認められた場合には、履行パネルの管轄事項内だとする。第 2 に、原審手続時と変わっていない措置で、DSB 勧告・裁定の対象となっていないものに関しても、原審パネルが判断したが上級委員会が取り消し、かつ、自判しなかった請求や、原審パネルが訴訟経済を行使して判断しなかった請求も、履行パネルの管轄事項に入り得る。第 3 に、原審手続時から変わっていない措置に関する請求で、原審パネルに提起しなかった請求であっても、履行措置と切り離せない部分に関する請求であれば、これも履行パネルの管轄事項に入るとされる。このように、履行パネルの管轄事項は拡大する傾向にあるが、これは履行促進の観点を重視して、パネル・上級委員会が判断を積み重ねてきた結果である。そのため被申立国は、一度 DSB 勧告・裁定の対象となると、履行手続において、申立国から幅広い請求を提起される可能性に直面するが、そもそも協定違反を行ったという立場上、被申立国が甘受すべきものと考えられる。被申立国の手続的権利が害されないようデュープロセスの観点から留意しつつ、履行パネル手続の持つ履行促進機能を十分に確保すべきであると本研究は結論した。以上の研究成果は、2017 年 1 月の本研究会合で発表し、2018 年に論文として公表した。

第 3 に、退任した WTO 上級委員は、退任前に割り当てられたいかなる上訴処理も完結することができるという上級委員会検討手続第 15 項をめぐる問題を検討した。同規定は、長らくマイナーな規則の一つだったが、2017 年に米国が、同規則の存在自体を批判し、上級委員の空席補充問題とリンケージしたため、にわかに注目を浴びている。米国は、退任上級委員の地位を決めるのは紛争解決機関(DSB)であるにも関わらず、上級委員会が検討手続でそれを定めていることは、上級委員会の権限を逸脱していると批判している。上級委員会検討手続第 15 項と同様な退任裁判官の任期満了後の地位に関する規定は、国際司法裁判所、国際海洋法裁判所、国際刑事裁判所等他の国際裁判所では、裁判所規程で定められており、これらの規程は、条約当事国が明示的に同意を与えたものである。他方で、WTO においては、裁判所規程に相当する DSU に、退任上級委員の地位に関する規定がなく、よって、WTO 加盟国が、退任上級委員に上訴を完遂する権限を明確に与えたとはいえないという違いがある。DSU17.9 条によると、上級委員会は検討手続(working procedure)を作成する権限を有するが、この検討手続に、退任後の上級委員の地位の決定が含まれるとの解釈は、裁判官の地位は裁判所の「組織」事項であり、「手続」事項と区別される一般的な解釈によれば、難しいと言わざるをえない。他方、“working”とは、上級委員会がいかに work するかに関わる事項であると解すると、退任委員の地位

の決定も含まれると解しうるし、また、実際に、検討手続は、退任上級委員の地位に関する規定だけではなく、上級委員の補充や辞任のような組織事項も含んでおり、検討手続に退任後の上級委員の地位の決定が含まれると広く解しうる可能性もある。後者のような広い解釈が正当化される一要素として、これまで約 20 年以上にわたって、退任上級委員が担当した報告書が 17 件 DSB で採択されており、これを条約法条約第 31 条 3 項 (b) にいう、「条約の適用につき後に生じた慣行」と整理することもあり得る。いずれにせよ、上級委員会検討手続には、退任上級委員の地位を定めた第 15 項のみならず、組織規定が他にも含まれており、第 15 項の内容自体に大きな問題があるというよりは、DSU の欠陥を補っているためにそのような規定になっているといえる。また、退任上級委員の地位は、上級委員の組織に関わる事項であり、本来は DSU で規定されるべきであるが、現時点で DSU の改正は非現実的である。よって、本研究は、DSU の趣旨と規定に従い、上級委員会が「法律審」に徹すること等で、90 日ルールを遵守し、退任上級委員の職務継続期間をできるだけ短縮することが望ましいと結論した。以上の研究成果は、2018 年 3 月 3 - 4 日に開催した「Fukuoka Seminar on the Developments of Procedural Rules in the WTO and FTAs」で発表し、後述の書籍の一部として公表予定である。

(2) 研究分担者である小寺は、主に 2 つの観点から本研究を実施した。第 1 に、国際貿易紛争処理制度をいかに評価するか、という観点である。本研究の背景には、国際貿易紛争処理制度の手続法上の著しい発展が存在する。この発展を記述的に分析するのみならず、そこに一定の規範的な評価を下すためには、評価のための基準を設定しなければならない。この点、本研究では、「正当性 / 正統性」概念に注目し、評価基準の同定を試みた。特に、WTO / FTA に関して従来展開されてきた「正当性 / 正統性」概念と、国際法の他の分野で主張されてきた「正当性 / 正統性」概念を比較し検討した。この検討の結果、分野及び論者によって同概念の使用が異なっていることから、一定の混乱が生じていることを明らかにした。さらに、これら混乱を回避し、比較のための共通の評価基準を策定する必要性が判明した。そこで、「規範」「制度」「行為 (措置)」の三者に関して、異なる基準を用いるべきであるとの結論に至った。この「正当性 / 正統性」概念の語用論に関する研究については、2016 年 7 月 2 - 3 日に開催された研究会において中間報告を行った。その最終的な成果は、現在論文として取りまとめ中である。第 2 に、国際貿易紛争処理制度の手続的な特質とは何か、という観点である。他の国際的な紛争処理制度として比較して、国際貿易紛争処理制度の特質を明らかにす

ることが、同観点における研究の目的である。この点、本研究では、第三者裁定を実施するための期間に着目した。WTO 及び FTA 紛争処理制度では、第三者裁定を速やかに実施することが出来ない場合、「妥当な期間 (Reasonable Period of Time, RPT)」が与えられる。かかる手続は他の国際紛争処理制度一般には見て取ることができず、よって国際貿易紛争処理制度の特質を具体化するものと評価することができる。そこで、本研究では、まず WTO 紛争処理制度における RPT 決定のメカニズムを、DSU の諸規定及び過去の RPT 仲裁決定から明らかにした。なお、この点に関連して、WTO 紛争処理に関するいくつかの判例評釈を公表した。続いて、WTO 紛争処理制度における RPT 決定と FTA 紛争処理制度における RPT 決定を比較し、共通点と相違点を分析した。これら分析の結果、国際貿易紛争処理制度の特質のひとつが、第三者裁定の履行過程における「時間の制度的統制」のあり様に求められることが明らかとなった。この観点における研究成果については、2018 年 3 月 3 - 4 日に開催した「Fukuoka Seminar on the Developments of Procedural Rules in the WTO and FTAs」で報告した。現在、最終的な研究成果を論文として取りまとめ中である。

(3) 研究分担者の関根は、次の 3 つ—— 国際貿易紛争の手続の公開問題の検討、WTO における拡大的第三国参加の意義と課題についての考察、WTO における複数の被申立国に関する研究——を行った。とについては、下記 5 . に記載した論文として発表済みないし発表決定済みである。

まず、この研究成果について概要を説明する。この研究では、元来は非公開とされてきた WTO の紛争解決手続がいかなる経緯で公開される方向へと発展し、今後どのように展開するかについて分析することを主眼点とした。研究成果である下記掲載論文においては、最初に、WTO の紛争解決了解 (DSU) の文言上は、口頭審理の公開を認める明確な根拠が存在しないことを確認したうえで、それにも拘わらず、口頭審理の公開が判例法的に認められ、発展してきた様子を追った。また、その口頭審理が認められてきた理論的背景からも、当該実務の正当性を探った。他方で、それら判例法的な発展においては、限界もないわけではなく、それを紛争解決了解 (DSU) 改正交渉、すなわち立法面での議論を踏まえて検討したところ、立法面では議論が収斂していないことから、司法的実務の成否が判断できないことが明らかとなった。その一方で、貿易政策の一つの意思表示ともいえる FTA においては、手続の公開を明示的に認める規定が設けられる傾向が見られ、また、そこでは手続の公開の可否を当事国の合意に委ねる例が多いことが確認された。わずかな例ではあるものの、手続の公開を円滑に

行うための工夫を行っている協定も見られた。以上の議論を基礎に、本稿の最後では、手続の公開を進める判例的傾向、手続の公開に抑制的で議論が収斂していない立法（交渉）過程、手続の公開を一定の条件下で認め、詳細な規定も設ける FTA との三面的構造が存在する中で、FTA で手続公開を是認する協定が増えていることは、今後は、手続の公開が定着する可能性を示唆すると同時に、FTA における紛争解決実務が WTO における実務の正当性を支える根拠となる可能性を含意しているとも考えられる、と指摘した。

の研究においても、WTO の紛争解決手続における判断を追跡することにより、拡大的第三国権利がどのように判例法的に形成され発展してきたかとの経緯を明らかにし、かかる判断を通じて形成されてきた基準が抱えている問題点を解明することを意図として分析を進めた。

そもそも、拡大的第三国権利とは、WTO の紛争解決了解（DSU）に規定される第三国の権利とは区別される後発的な概念であり、パネルが裁量的に是認してきた権利である。DSU にはその内実が記載されていないので、パネルが判断を集積させることを通じて基準が形成されており、そこでは、経済的関心、経済訴訟及び適正手続、体系的関心、パネルの判断の補助といった要素が基準として提示されてきた。しかしながら、かかるパネルの実務については、必ずしも権利の拡大基準が明確ではない、きわめて慎重な判断が下されているとの問題点が存在する。とりわけ、DSU の改正交渉と比較すると、については、改正交渉では主たる争点とはされていない事項がパネルでは重要視されている、

については、改正交渉よりも慎重な姿勢が示されているとの特徴が確認される。検討の対象範囲を拡大して、自由貿易協定（FTA）における拡大的権利の扱いを考慮しても、WTO のパネルの運用は慎重で不透明な面が指摘される。以上のような改正交渉等を踏まえると、WTO パネルの判断に対しては、拡大的権利をより容易に是認すべきとの結論に至るかもしれないが、他方で、パネルの慎重な姿勢は、拡大的権利が先進国や第三国制度を積極的に利用する加盟国に有利になりやすい制度的偏向性を内在していることを踏まえると、肯定する余地もあるといえる。よって、改正交渉での議論は踏まえつつも、パネルの慎重な姿勢も維持した拡大権利の運用が求められるとの結論が導かれよう。また、WTO パネルの運用においては、基準の不透明性が解消されていないので、それについては DSU 改正交渉の場で議論し、基準を明確化することも有益といえる。

上記の研究においては、現行の WTO 紛争処理手続には申立国が複数存在する場合の規定や実務の集積があるにも拘わらず、被申立国が複数存在した場合については、何ら議論が展開されていないとの背景を受け、複

数の被申立国が存在する場合に、現行の制度でどのように対処されるか検討を加えた。この研究は、これまでに関連する事例がさほど存在しなかったとの点で架空的な要素を含むが、今後、国際経済の紐帯が深まれば、十分に発生しうる論点であるとのことから、研究の意義が存在すると言える。

具体的な検討に当たっては、現行の WTO の紛争解決了解を再検証し、複数の被申立国を想定した規定が設けられていないことを指摘したうえで、国内での当該問題に対する対処を参考とするために、日本の民事訴訟法における状況を概観した。それを受け、現行の WTO 紛争処理手続下で、被申立国を事後的に追加する形で追加することの可能性を検討したところ、基本的には、そのような手続が存在しないことが分かった。よって、仮に被申立国を紛争解決手続に關与させるのであれば、第三国の拡大や専門家意見の聴衆の手続を柔軟に利用することが求められることになる。興味深いことに、この点についても、日本の民事訴訟法における動向が参考になることから、それらをベースに、WTO の紛争解決手続の柔軟性を確保する制度構築が求められる。当該研究は、本報告書の作成段階では執筆段階にあるが、最終的に論文などで公表することを予定している。

(4) なお、本研究の成果をまとめた書籍を、2019 年に出版することにつき、出版社と合意し、現在、編集執筆作業を行っているところである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 6 件)

阿部克則、WTO 履行パネルの管轄事項、学習院大学法学会雑誌、査読無、53 巻 2 号、2018 年、pp.117-143

Takemasa Sekine, “Enhanced Third Party Rights under the WTO Dispute Settlement System”, 15(3) Manchester Journal of International Economic Law, 2018 (forthcoming)

阿部克則、WTO 対抗措置仲裁における法廷経済学—対抗措置額の決定における経済学的手法の利用—、学習院大学法学会雑誌、査読無、52 巻 2 号、2017 年、pp.3-67

小寺智史、米国によるインド産熱間圧延鋼板の輸入に対する CVD 措置、WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（2015 年度版）、2016 年、pp.1-16.

関根豪政、国家間貿易紛争解決手続の公開：自由貿易協定における展開と世界貿易機

関に与える示唆、NUCB journal of economics and information science 61(1)、2016年、pp.63-88.

小寺智史、EUによるアザラシ製品の販売禁止措置、WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書(2014年度版)、2015年、pp.1-17.

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

国際研究集会「Fukuoka Seminar on the Developments of Procedural Rules in the WTO and FTAs」2018年3月3日・4日

6. 研究組織

(1)研究代表者

阿部克則 (ABE、Yoshinori)
学習院大学・法学部・教授
研究者番号：20312928

(2)研究分担者

小寺 智史 (KODERA、Satoshi)
西南学院大学・法学部・教授
研究者番号：80581743

関根豪政 (SEKINE、Takemasa)
名古屋商科大学・経済学部・准教授
研究者番号：60736510

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()